

第3章 全体構想

3-1 人口の将来展望

3-2 将来都市構造

3-3 土地利用の方針

3-4 都市施設整備の方針



3-1 人口の将来展望

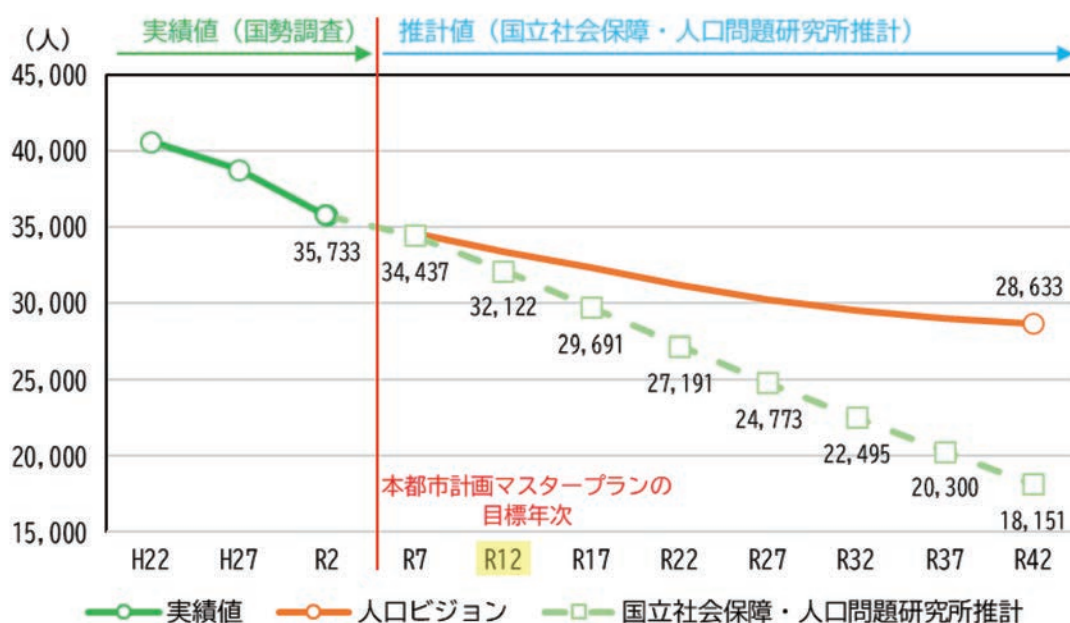
全体構想では、まちづくりの基本目標の実現に向けて、将来の人口目標や本市が目指すべき都市空間の将来ビジョンとなる将来都市構造を設定し、土地利用の方針や都市施設整備の方針など分野別のまちづくりの方針を定めます。

令和2年3月に策定された小松島市人口ビジョンでは、合計特殊出生率が現在よりも改善し、令和12(2030)年に転入・転出者数が均衡し、令和17(2035)年から転入超過となるというシナリオに基づき、将来人口を推計しています。

その上で、今後は本市への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかける様々な施策等を推進することにより、この推計値を超える人口水準を目指すとしています。

本計画でも、人口ビジョンの考え方に即して、同様の人口水準を目指します。

人口推計(平成22(2010)年~令和42(2060)年)






出典:小松島市 人口ビジョン[改訂版](令和2年3月)、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30年推計)」

3-2 将来都市構造




将来都市構造は、将来の都市の骨格を示すもので、本市の様々な機能や活動の集まる「拠点」と、各拠点をネットワークする「軸」から構成します。それぞれの拠点が本市の顔となるような魅力を発信し、人を惹きつけ、拠点を支える広域及び市内のネットワークを構築することで、子育て世代をはじめ、全ての世代が暮らし続けられる将来都市構造を目指します。


将来都市構造では、本市が目指すべき都市構造を3つの要素「都市拠点」、「都市軸」、「エリア」で概念的に表現します。

-  「都市拠点」 本市の様々な機能や活動の集まる「拠点」
-  「都市軸」 都市拠点と市内各地域を交通ネットワークで結び付ける「軸」
-  「エリア」 土地利用の基本的な方向性

1) 都市拠点 ～都市機能等の集約～





市民の生活や地域産業等を支える都市機能の集約を目指す拠点として、「中心拠点」、「南部生活拠点」、「産業拠点」、「広域交流拠点」を次のように配置します。

	〔配置の考え方〕	〔拠点の位置づけ〕
中心拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な都市機能（行政、医療、福祉、子育て支援、商業、教育、文化など）の集積と、交通ネットワークの結節により、便利で快適な暮らしを支える生活サービスを提供し、にぎわいと活力ある拠点を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所などの公共施設や徳島赤十字病院、発達障がい者総合支援ゾーンなどの医療・福祉機能のほか、多様な都市機能が集積し、JR南小松島駅を拠点とした地域公共交通ネットワークが形成された中心市街地を「中心拠点」として位置づけます。
南部生活拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における市民生活の拠点として、商業、医療、行政等の日常生活に関連の深い機能を集積し、日常的に地域から人が集まる拠点を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小松島南中学校や市立体育館等の公共施設のほか、店舗や事業所、病院等が集積し、今後は市南部地域の統合小学校の整備が予定されるなど、本市の南部地域における生活の拠点となるJR阿波赤石駅周辺を「南部生活拠点」として位置づけます。
産業拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の産業の集積や新たな産業立地の動き、港湾や高速道路等の広域交通体系等を生かして、工業、製造業、物流業、漁業・水産加工業等の産業が集積する拠点を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾法上の重要港湾でコンテナターミナルが整備され、工業、製造業、物流業等の立地が見られるほか、漁業・水産加工業等の拠点となる漁港も有する港湾部を「産業拠点」として位置づけます。

	〔配置の考え方〕	〔拠点の位置づけ〕
広域交流 拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路（徳島南部自動車道）の開通を契機として、交流や地域の活性化、産業の振興等につながる機能を広域に波及させる拠点を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島南部自動車道の開通により、交通利便性の大幅な向上が期待される小松島 IC(仮称)及び立江櫛淵 IC(仮称)周辺を「広域交流拠点」として位置づけます。

2) 都市軸 ～市内外の地域間の連携～






都市間や各地域の連携により、人・モノ・情報等の流れを活発化し、安全・安心・快適な市民生活や、都市の活力を支える都市軸として、「広域連携軸」、「都市中心軸」、「地域連携軸」、「物流軸」を次のように配置します。

	〔配置の考え方〕	〔軸の位置づけ〕
広域 連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市と県内外地域との広域的な連携・交流を促進し、市民生活の利便性向上や産業・経済の発展を図る軸を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内外を結ぶ徳島南部自動車道、国道55号、鉄道を「広域連携軸」として位置づけます。
都市 中心軸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市中心拠点やその周辺の連携や回遊を促進し、市民生活の利便性向上や市街地の活性化を図る軸を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (都) 江田小松島港線、(都) 小松島金磯線、(都) 芝生日ノ峰線を「都市中心軸」として位置づけます。※(都)は、都市計画道路。
地域 連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の各地域間の連携・交流を促進し、市民の日常生活の利便性や安全性の向上を図るとともに、拠点間を結び、人・モノ・情報等の流れを活発化する軸を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の各地域を結ぶ幹線道路を「地域連携軸」として位置づけます。
物流軸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人・モノ等の流れを活発にし、活力ある地域産業を育み、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を担う軸を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業拠点に繋がる県道(大京原今津浦和田津線・坂野羽ノ浦線)及び航路を「物流軸」として位置づけます。

3) エリア ～計画的な土地利用～

土地利用の集团的・計画的な空間の形成を目指すエリアとして、「市街地エリア」、「田園エリア」、「山林エリア」を次のように配置します。

また、新たに「都市的土地利用の可能性を検討するエリア」、「集落・特定産業拠点形成エリア」を次のように配置します。

	〔配置の考え方〕	〔エリアの位置づけ〕
市街地 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の集積や、居住の促進を図るとともに、道路や公園等の都市基盤の計画的な整備・維持管理を行い、誰もが住みたい、住み続けたいと思える安全・安心で快適な居住環境を形成します。 ●市街地に残る農地については、無秩序な土地利用を抑制し、保全と利活用のバランスに留意しながら、農業生産環境の維持・耕作放棄地等の有効活用の両面から計画的な土地利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の人口や都市機能の集積が見られる市街化区域を「市街地エリア」として位置づけます。
田園 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●勝浦川と那賀川の沖積により形成された肥沃な田園環境を生かし、農業の生産性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、田園集落の住環境と豊かな田園風景が調和した空間を形成します。 ●幹線道路沿道や高速道路IC周辺等については、農業や自然環境との健全な調和を図ったうえで、計画的な土地利用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域に広がる田園地域を「田園エリア」として位置づけます。
山林 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な森林や多様な生態系等の本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、良好な自然環境の維持保全に努め、人と自然が共生できる空間を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●山林地域を「山林エリア」として位置づけます。
都市的 土地利用の 可能性を 検討する エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校再編や国道55号沿線における市街化の進捗等、本市を取り巻く情勢の変化に対応するため、新たに都市的土地利用の可能性を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新小松島南小学校（仮称）の整備が予定されている新開小学校、国道55号周辺の区域を「都市的土地利用の可能性を検討するエリア」として位置づけます。
集落・特定 産業拠点 形成エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●集落が形成されており、今後も一定の人口が維持される見込みがある区域や特定の産業拠点を形成する見込みがある区域を集落・特定産業拠点形成エリアとして位置づけ、農業や自然環境との調和を図りながら計画的な土地利用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●集落が形成され基盤整備が進み、一定の人口維持が見込まれる区域や特定の産業拠点を形成する見込みがある区域を「集落・特定産業拠点形成エリア」として位置づけます。

●都市的土地利用の可能性を検討するエリアについて



大林地区計画

新小松島南小学校(仮称)が令和15年度に開校予定

凡例		
都市拠点	中心拠点 (赤丸)	広域連携軸 (紫矢)
	南部生活拠点 (オレンジ丸)	都市中心軸 (赤矢)
	産業拠点 (青丸)	地域連携軸 (青矢)
	広域交流拠点 (緑丸)	物流軸 (茶色矢)
防災拠点	防災レクリエーション拠点 (黄丸)	徳島南部自動車道 (紫線)
	防災(けい-けい)検討地域(構想) (白線)	都市計画道路 (黒線)
	高台利用検討地域(構想) (緑線)	その他の主要道路 (黒線)
エリア	市街地エリア (オレンジ)	鉄道・駅 (黒線)
	田園エリア (緑)	河川・海 (青線)
	山林エリア (緑)	盛土区間 (白線)
	都市的土地利用の可能性を検討するエリア (赤点線)	
	集落・特定産業拠点形成エリア (赤点線)	

現況と将来の見通し

- 小松島市立学校再編実施計画により、新小松島南小学校(仮称)が令和15年度に開校する予定であり、子育て世代が『この区域に移り住みたい。』と思う場所となることが見込まれる。
- 地区計画の活用などにより、周辺に居住する住民の利便性向上につながる沿道サービス施設などの立地が進んでいる。
- 小松島南中学校、市立体育館などの公共施設が立地している。
- JR阿波赤石駅が地域公共交通の拠点。



課題

- 周辺の区域の大半が、市街化調整区域。
- 周辺の工業専用地域は、住宅地としての土地利用ができない。
- 周辺の市街化区域における住居系の用途地域については、既に住宅地としての土地利用が進んでおり、余剰地がない。



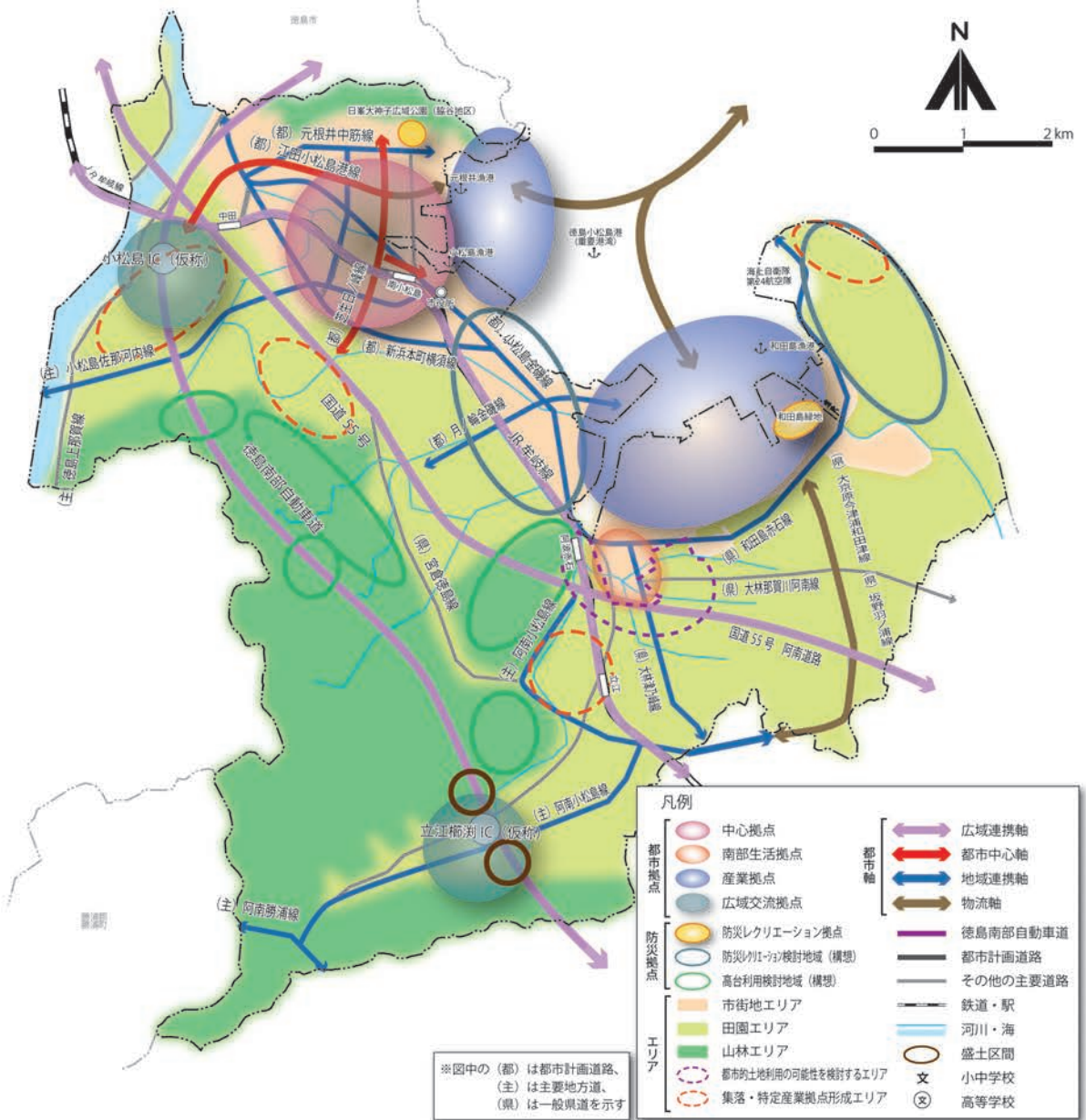
『住む場所が必要』

『今のままでは、住む場所がない』

対応

- 農業や自然環境との健全な調和を図ったうえで、市街化区域への編入も含めた土地利用の可能性を検討する必要がある。
- 小松島市が目指すべき方向性を都市計画マスタープランの中の「将来都市構造」や「土地利用の方針」などに示す。

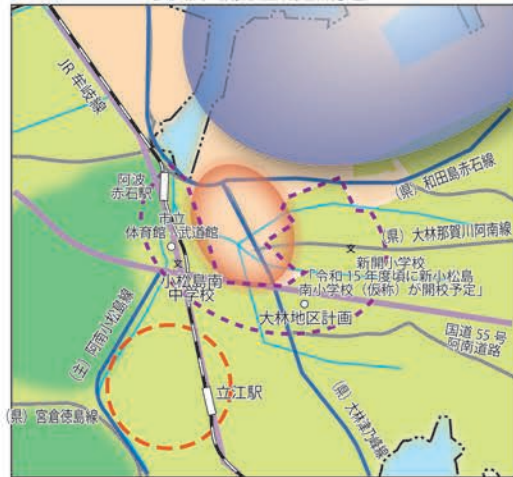
将来都市構造図(令和12年度頃)



拡大図(中心拠点付近)



拡大図(南部生活拠点付近)



3-3 土地利用の方針



本市は全域が都市計画区域であり、徳島東部都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の区域区分をもとに、都市的土地利用と自然的土地利用の地域が相互に役割分担し、健全な調和を保ちながら、本市の活力と魅力を高められるよう、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

将来都市構造における「エリア」と「ゾーン」について「エリア」は、地理的に比較的広い範囲の土地利用の基本的な方向性、「ゾーン」は、特定の区域における土地利用の方針を示します。

1) 市街化区域の土地利用方針

①市街化区域 土地利用の基本的な考え方

- ◆ 人口減少・少子高齢化社会に対応するため、『立地適正化計画』に基づいた都市機能や居住の誘導等により「集約型土地利用」を促進し、SDGsの理念を取り入れた誰もが住みたい・住み続けたいと思える安全で快適な市街地の形成を図ります。
- ◆ 『立地適正化計画』に基づき、都市機能や居住を市街地内の誘導区域へ緩やかに誘導することにより、「集約型土地利用」を推進し、都市計画制度（市街化区域と市街化調整区域の区域区分、用途地域の見直しや地区計画、土地区画整理事業等）を活用しながら、保全と利活用のバランスがとれた適正かつ合理的な土地利用を図ります。

居住ゾーン

- 道路等の都市施設の計画的な整備により、安全で快適な住環境の向上を図るとともに、周辺環境との調和に配慮しながら店舗や事業所の立地を許容し、利便性の高い住宅地の形成を図ります。
- 都市における緑の保全や緑化推進、都市公園の適切な配置等により、緑豊かで自然環境と調和したゆとりある住宅地の形成や防災空間の確保を図ります。
- 市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災・減災の観点に加えて、農業生産環境・自然環境の保全と耕作放棄地等の利活用の観点の両面から、生産緑地制度の活用や田園住居地域の指定等も検討しながら、計画的な利用・保全を図ります。
- 空き家、低未利用地については、防災・防犯や移住・定住の促進、中心市街地の活性化などの観点から、空き家バンク等の取組により、その建物及び土地の有効利用を検討し、良好な市街地の形成を図ります。
- 老朽危険空き家^{*}については、所有者による適切な管理を促し、除却を支援します。また、倒壊等著しい危険が切迫している特定空家等については、必要に応じ、行政による代執行^{*}を実施し、除却を行います。

複合機能 ゾーン



- 本市の「中心拠点」であるJR南小松島駅周辺や市南部の「南部生活拠点」であるJR阿波赤石駅周辺は、立地適正化計画も活用しながら、快適な市民生活に必要な都市機能（医療、福祉、子育て支援、商業、教育・文化、行政等）のさらなる集積を促す土地利用を図ります。
- 徳島赤十字病院や発達障がい者総合支援ゾーン等の医療・福祉の拠点地域等は、適切な用途地域の指定や地区計画の活用、土地の高度利用等を図るとともに、周辺の住宅地等と連携した魅力ある中心市街地の形成を図ります。

工業ゾーン



- 徳島小松島港の臨海地域は、工業の利便性向上を図るとともに、農林水産業や商業、観光等と連携し、引き続き既存産業の活性化や新たな産業の育成と企業誘致を促進します。
- 社会経済情勢や産業構造の変化等に対応しながら必要に応じて、用途地域の見直し等を実施し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 住居系土地利用と工業系土地利用が混在する地域は、住環境、操業環境双方の悪化を招くことのないよう住工分離を促進し、用途地域の見直しを含めた環境の改善を図ります。

運動会の玉入れ（南小松島幼稚園）



2) 市街化調整区域の土地利用方針

①市街化調整区域 土地利用の基本的な考え方

- ◆ 洪水、雨水出水による浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある災害リスクの高い区域については、安全な地域への居住誘導や開発許可制度の厳格化による新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制を行います。
- ◆ 農地や山林、河川、海岸等の自然環境が豊かな地域は、美しい景観を形成し、市民生活にうるおいを与えるとともに、農林漁業等の生産活動の場としても重要な役割を担っています。
- ◆ このような自然環境がもたらす恩恵を次の世代に引き継いでいけるよう、農地や山林等の本市の豊かな自然環境の保全を図るとともに、農林漁業との健全な調和を図ったうえで、地区計画等の都市計画制度の活用により都市活力の維持・向上や市民生活の利便性向上のための「郊外型土地利用」を図ります。
- ◆ ただし、市街化調整区域における地区計画等の活用にあたっては、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の性格を変えるものではなく、計画的な市街地整備に支障がない範囲において、計画の必要性や位置、規模等を踏まえながら、公共施設の整備状況やその見直し、また、交通状況や生活環境等を含めた周辺環境への影響等、総合的な観点から慎重に検討します。

田園ゾーン



- 平野部に広がる農地については、引き続き農業の担い手への農地の集積・集約化の推進により耕作利用率を高める等、耕作放棄地の発生防止・解消等に努め、田園の持つ保水機能や美しい景観等、自然が育む環境を保全します。
- 国営事業、県営かんがい排水事業（高収益型）の推進等、ほ場整備や農業水利施設等の整備により、農業生産性の向上に努め、農業経営の安定を図ります。
- 田園集落については、空き家対策の実施や地区計画等の活用により、良好な住環境や地域コミュニティ維持を図ります。

山林ゾーン



- 山林地域は、中山間地域等における多面的な活動を継続的に支援し、樹園地の農業生産性向上を図ります。
- 山林が持つ景観、治水、防災等、多様な機能を維持するため、林道点検診断や保全整備等を継続的に実施し、自然環境の保全を図ります。
- 竹林は、景観、防災等の観点から、所有者による適切な管理を促すとともに、竹林の有効活用を図るなど、放置竹林の発生防止、減少につながる取り組みを検討します。

郊外計画的 土地利用 ゾーン



- 国道55号沿道周辺は、小規模な店舗や沿道サービス施設、住宅地など個別開発の積み重ねにより、無秩序な街区形成が既に進行し、今後も徳島南部自動車道の整備などにもなって開発圧力がさらに高まることが予想されます。この地域は、農業や自然環境との健全な調和を図ったうえで、地区計画等の活用により、地域の利便性向上や産業の活性化を図りつつ、避難施設等を適切に配置することで、計画的で秩序ある安全・安心な土地利用を図ります。

都市的
土地利用の
可能性を検討
するゾーン



- 国道55号と県道大林津乃峰線の交差点周辺においては、近年、地区計画等の活用により、その周辺に居住する住民の利便性向上につながる店舗や沿道サービス施設の集積が進んでいます。
加えて、JR阿波赤石駅周辺の「南部生活拠点」は、市立体育館等の公共施設のほか、店舗や事業所、病院等が集積し、また、令和15年度には、新小松島南小学校（仮称）の開校が計画されていることから、国道55号の後背地にあたる新開小学校周辺の区域およびJR阿波赤石駅周辺の「南部生活拠点」において、無秩序な開発を抑制するとともに、周辺農地や自然環境との調和を図るため、市街化区域への編入も含めた都市的土地利用の可能性について検討します。

集落・特定産
業拠点形成
ゾーン



- 集落が形成されており、今後も一定の人口が維持される見込みがある区域や特定の産業拠点を形成する見込みがある区域を集落・特定産業拠点形成ゾーンとして位置づけ、農業や自然環境との調和を図りながら計画的な土地利用を図ります。

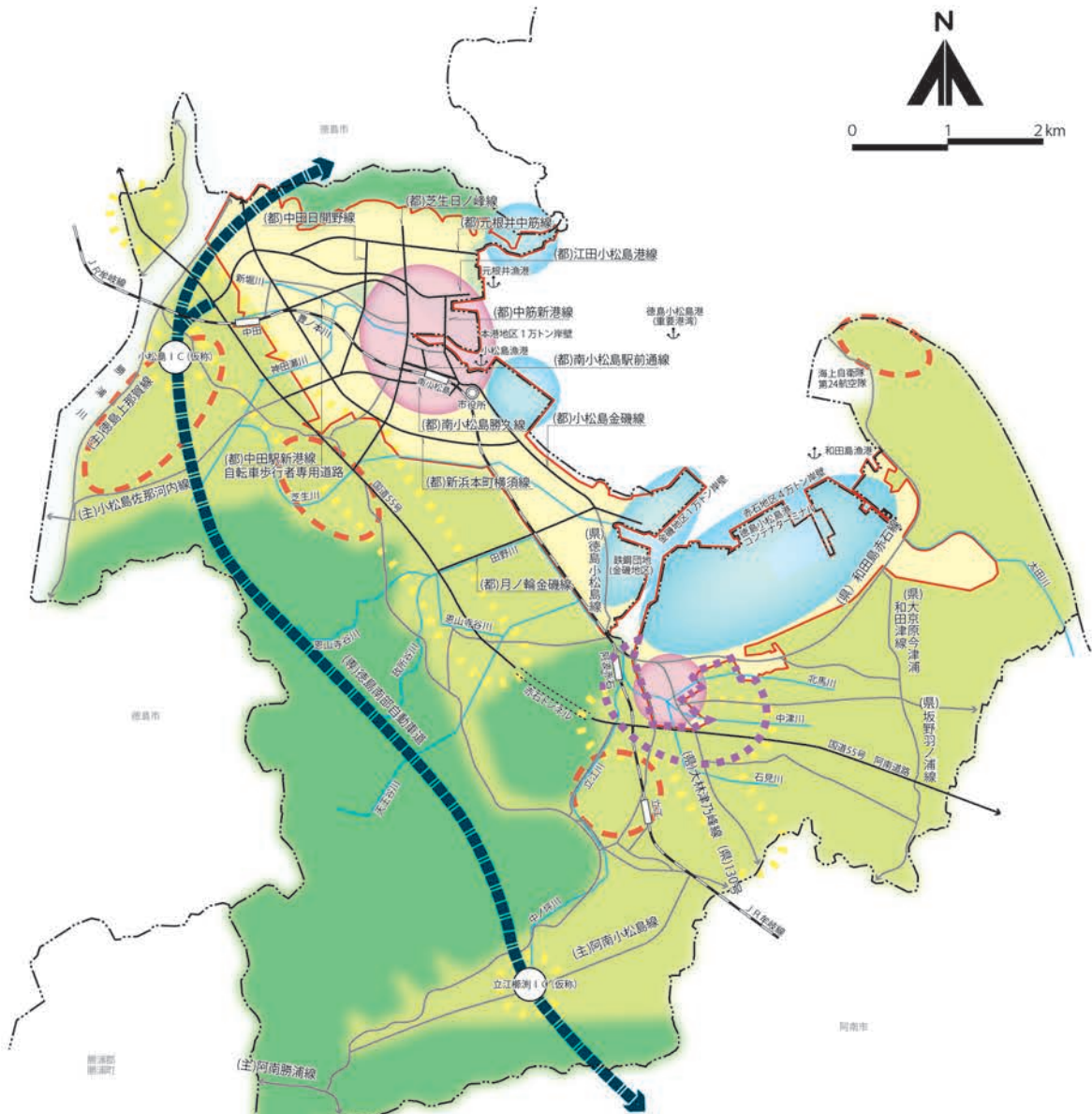
ほ場整備された広大な田園【櫛淵町】



竹林【立江町】



土地利用方針図(令和12年度頃)



凡例

市街化区域	居住ゾーン	徳島南部自動車道
	複合機能ゾーン	都市計画道路
	工業ゾーン	その他の主要道路
市街化調整区域	田園ゾーン	鉄道・駅
	山林ゾーン	河川
	郊外計画的土地利用ゾーン	市街化区域
	都市的土地利用の可能性を検討するゾーン	行政区境界
	集落・特定産業拠点形成ゾーン	

※図中の(専)は自動車専用道路、
(都)は都市計画道路、
(主)は主要地方道、
(県)は一般県道を示す

3-4 都市施設整備の方針



今後の人口減少、少子高齢化社会においては、日常生活の利便性や公共サービスの水準を適切に維持するため、都市計画に定める道路、公園、下水道などの都市施設について計画的かつ効率的な整備や維持管理が求められます。

本市は、将来都市構造を基本として、土地利用計画との一体性を確保しながら、これらの都市施設について計画的かつ効率的に整備するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

1) 道路の方針



①道路の基本的な考え方

- ◆ 都市計画道路の計画的な整備により、整備率の向上を図り、利便性の高い道路ネットワークの形成を図るとともに、都市間や各地域の連携・交流を促進します。
- ◆ 交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化等により、誰もが安全で快適に暮らせる都市空間の形成を図ります。
- ◆ 良好な市街地環境の形成や産業経済の発展、さらには「南海トラフ巨大地震」等の災害に備えた事前防災・減災対策（火災の延焼防止、避難場所や高台等への迅速な避難、円滑な救援物資の輸送や救命・救急活動、速やかな復旧・復興等に向けた取組の強化）を推進します。
- ◆ 多様な自転車利用のニーズの高まりを踏まえ、自転車走行空間の整備を促進し、歩行者・自転車・自動車が生産できる安全で快適な道路空間を創出します。

②道路の整備方針

都市計画道路 (広域幹線)

- 徳島南部自動車道は、本市の発展・活性化を図るうえで、重要な社会基盤となるものであり、本市と県内外地域との人・モノの広域交流を促進するとともに、大規模災害発生時における生活物資等の緊急輸送路としても機能するよう、本市の小松島IC(仮称)、立江櫛淵IC(仮称)を含む阿南-徳島東間の早期完成に向け、国、県、市が一体となり事業を推進します。また、必要に応じて、徳島南部自動車道へのアクセス向上を図ります。
- 本市を南北に縦断する国道55号は、県内外の広域交流と産業経済の発展を担うとともに、本市の市街地と各地域間を地域幹線道路と一体となって結ぶ重要な路線です。今後は、徳島南部自動車道や地域幹線道路との連携を進め、交通の円滑化を図ります。
- 国道55号の改修等に併せ、歩行者・自転車の利用が多い区間において、防護柵等の交通安全施設を設置し、自転車歩行者道を整備することで、歩行者・自転車・自動車の安全性と快適性の向上を図ります。

都市計画道路 (地域幹線)

- 小松島 IC (仮称) 及び国道55号と中心拠点を結ぶ都市計画道路江田小松島港線、中心拠点から国道55号までを縦断する都市計画道路芝生日ノ峰線、また、そこからJR南小松島駅前を經由し市役所まで横断する都市計画道路小松島金磯線は、①利便性の高い生活道路②沿道への商業施設の立地、③物流の効率化による産業の振興、④本県で唯一の高度救急救命センターである「徳島赤十字病院」へのアクセス道、⑤重要港湾「徳島小松島港」へと繋がる緊急輸送道路としての輸送力の向上などの多様な効果が最大限発揮できるよう、道路管理者である徳島県と一体となって、適切な維持管理を図ります。
- 国や県等の事業主体と連携し、都市計画道路の整備に際しては、自転車レーンの設置を促進します。
- その他の都市計画道路については、社会情勢の変化等に応じ、適切に計画し、整備を図ります。

その他の道路

- 安全で快適な日常生活や災害時における避難経路を確保するため、狭あい道路*等の拡幅について継続的な整備を推進するとともに、「小松島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の計画的な修繕を継続して推進します。
- 安全で安心できる交通環境を実現するため、通学路等の危険箇所については、通学路交通安全プログラムに基づき、点検・対策を継続的に実施します。また、市道等の通行危険箇所においては、ガードレール、カーブミラー等の交通安全対策施設について継続的な整備を推進します。
- 誰もが気軽にまちに出て、安心して生活できるよう、歩道の段差解消や点字ブロックの設置等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への配慮等、安全に利用できる歩道整備について検討を行います。
- 都市計画道路(広域幹線・地域幹線)と連携した道路ネットワークの形成により、広域、拠点、地域間の連携強化を図ります。

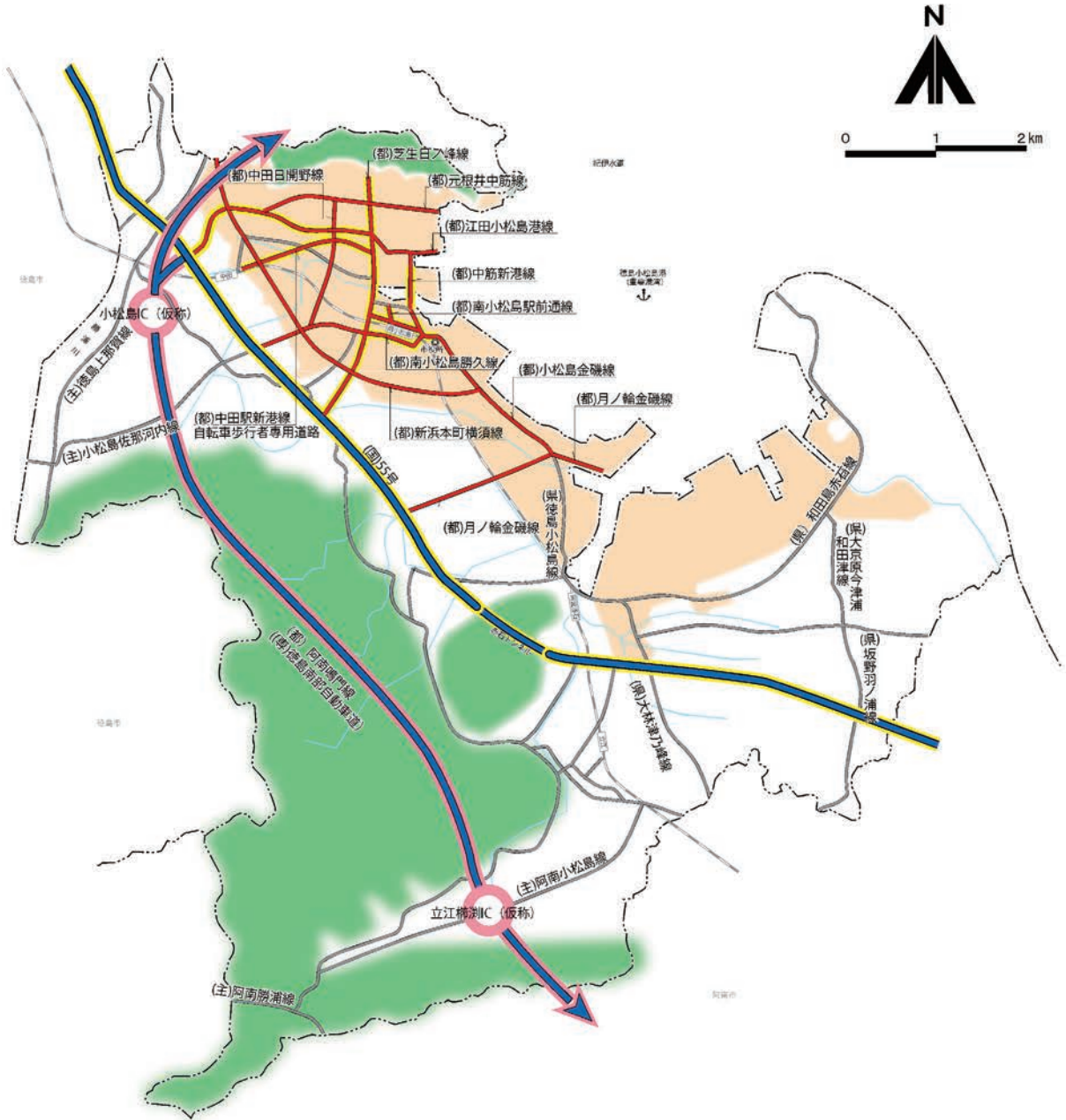
徳島南部自動車道(整備中)



都市計画道路 芝生日ノ峰線






道路整備方針図(令和12年度頃)



概ね 10 年以内の整備を目標とする都市施設
 (都) 阿南鳴門線 (専) 徳島南部自動車道

凡例

	都市計画道路 (広域幹線)		市街化区域	※図中の (専) は自動車専用道路、
	都市計画道路 (地域幹線)		山林	(国) は一般国道、
	その他の道路		鉄道	(都) は都市計画道路、
	10 年以内の整備を目標とする路線		行政区境界	(主) は主要地方道、
	改良済の都市計画道路区域			(県) は一般県道を示す

2) 公園・緑地の方針



①公園・緑地の基本的な考え方

- ◆ 公園・緑地は、誰もが安全に利用しやすい施設として、バリアフリー・ユニバーサルデザインを活用した計画的な整備を進めます。
- ◆ 市民生活に憩いとやすらぎを与える快適な生活空間の形成を図るとともに、災害時の避難場所や復旧復興活動の拠点となる防災空間としての機能向上を図ります。
- ◆ 計画的な整備・配置を進めることで一人当たりの公園面積の充足を図ります。

②公園・緑地の整備方針

都市計画 公園・ 都市公園

- 日峯大神子広域公園(脇谷地区)は、園内の各施設の老朽化が著しく、施設の利用者が安全かつ安心して利用することが困難となったことなどから、スポーツを通じた交流や、地域の歴史・文化の体験学習ができ、防災拠点の機能を兼ねた憩いとやすらぎの場として再整備を推進します。
- 小松島ステーションパークは、あらゆる世代のやすらぎの場となるよう、図書館とステーションパークの一体的な利用や遊具の再整備など、施設の整備・改修を推進します。
- 都市計画決定されてから長期未着手となっている小松島市運動公園については、計画時点からの社会情勢の変化等を踏まえ、住民参加による合意形成を図り、事業の存続あるいは見直しについて検討します。
- 災害時の避難場所や復旧・復興活動拠点となる公園・緑地の整備を進めるため、必要に応じて都市計画公園の配置を図ります。

その他の 公園・緑地

- 市民の憩いや交流の場、また、生活にうるおいを与える自然とのふれあいの場として、身近な公園・緑地の整備・機能付与や、適切な維持管理を進めるとともに、災害等の非常時に、避難場所や復旧・復興活動拠点となる防災空間としての機能向上を図ります。

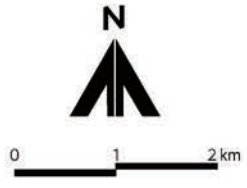
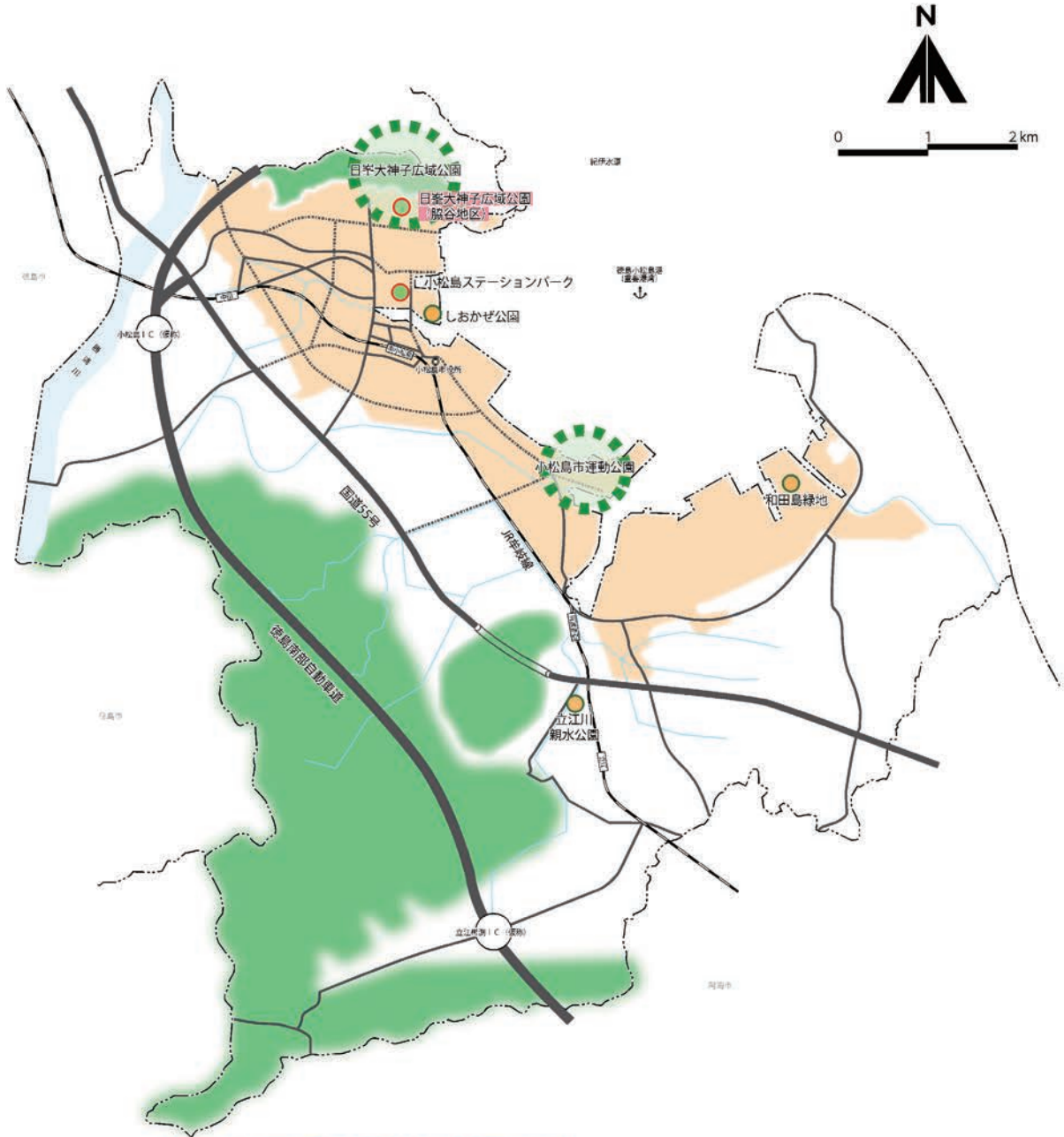
しおかぜ公園



小松島ステーションパーク



公園・緑地整備方針図(令和12年度頃)



概ね 10 年以内の整備を目標とする都市施設
 日峯大神子広域公園 (脇谷地区)

<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園 (Green dashed circle) 都市公園 (Red circle) その他の公園・緑地 (Orange circle) 市街化区域 (Orange shaded area) 山林 (Green shaded area) 	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 (Thick black line) 地域幹線道路 (Thin black line) 鉄道 (Black line with cross-ticks) 行政区域界 (Dotted line)
--	--

3) 下水道の方針



① 下水道の基本的な考え方

- ◆ 安全・安心で快適な市民生活を支えるため、雨水処理・汚水処理施設の整備を推進します。
- ◆ 雨水処理については、浸水被害から市民の生命と財産を守るため、河川改修などの河川整備と連携し、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を推進します。
- ◆ 汚水処理については、小松島市汚水処理構想に基づき、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を効率的かつ効果的に推進します。

② 下水道の整備方針

下水道 (雨水処理)

- 浸水災害から市民の生命と財産を守るため、雨水ポンプ場や雨水幹線等の施設整備を進め、浸水被害の防止・軽減を図ります。

下水道 (汚水処理)

- 市民が快適に暮らすことのできる生活環境を実現するため、補助制度等を活用し、個人設置型合併処理浄化槽による汚水処理施設の整備を推進します。
- 汚水処理の役割、浄化槽の適切な点検の必要性など広く啓発・広報活動等を行い、公共用水域の水質保全への理解を促進します。

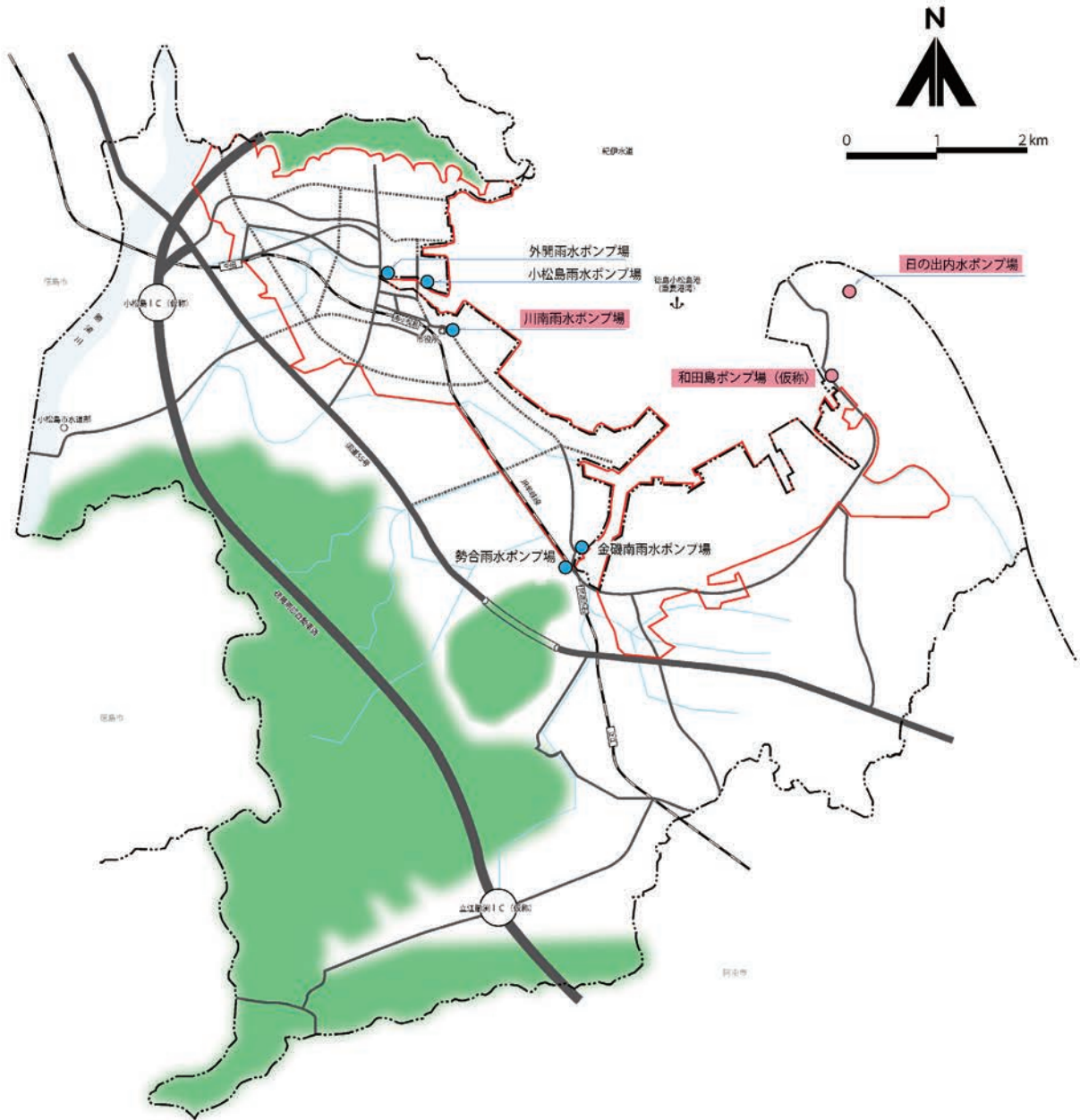
小松島雨水ポンプ場



金磯南雨水ポンプ場



下水道整備方針図(令和12年度頃)



概ね10年以内の整備を目標とする都市施設

凡例

ポンプ場の整備効果を高めるため雨水函渠等の整備を進める

	下水道(雨水処理)		鉄道
	その他の雨水処理施設		市街化区域
	山林		行政区域界
	広域幹線道路		
	地域幹線道路		

4) その他都市施設の方針



① その他都市施設の基本的な考え方

- ◆ その他都市施設については、適正な維持管理や改修等による既存ストックの活用を図りながら整備を進め、市民の安全性や利便性の向上を図ります。

② その他都市施設の整備方針

ごみ処理施設

- ごみ処理施設は、施設の老朽化が懸念されることから、施設の適正な維持管理と改修により長寿命化を図りながら、新たな施設の整備を推進します。

し尿処理施設

- しらさぎ浄園（小松島市外三町村衛生組合）は、施設の適正な維持管理と改修を行い、安定したし尿処理機能の確保を図ります。

火葬場

- 火葬場施設は、適正な維持管理等により、その機能の確保を図ります。

市場

- 小松島市地方卸売市場は、関係機関と連携し、既存施設の利用を図ります。

学校

- 学校施設は、小松島市立学校再編実施計画に基づき、新小学校2校の整備を推進するとともに、既存施設については、適正な維持管理と改修を行います。

水道

- 水道施設は、新水道事業ビジョン及び水道事業経営計画に基づき、水道施設の整備及び更新事業を推進し、併せて施設の耐震化率向上を図ります。

図書館

- 図書館は、施設の適正な維持管理と改修により、生涯学習の拠点施設としての機能向上を図ります。

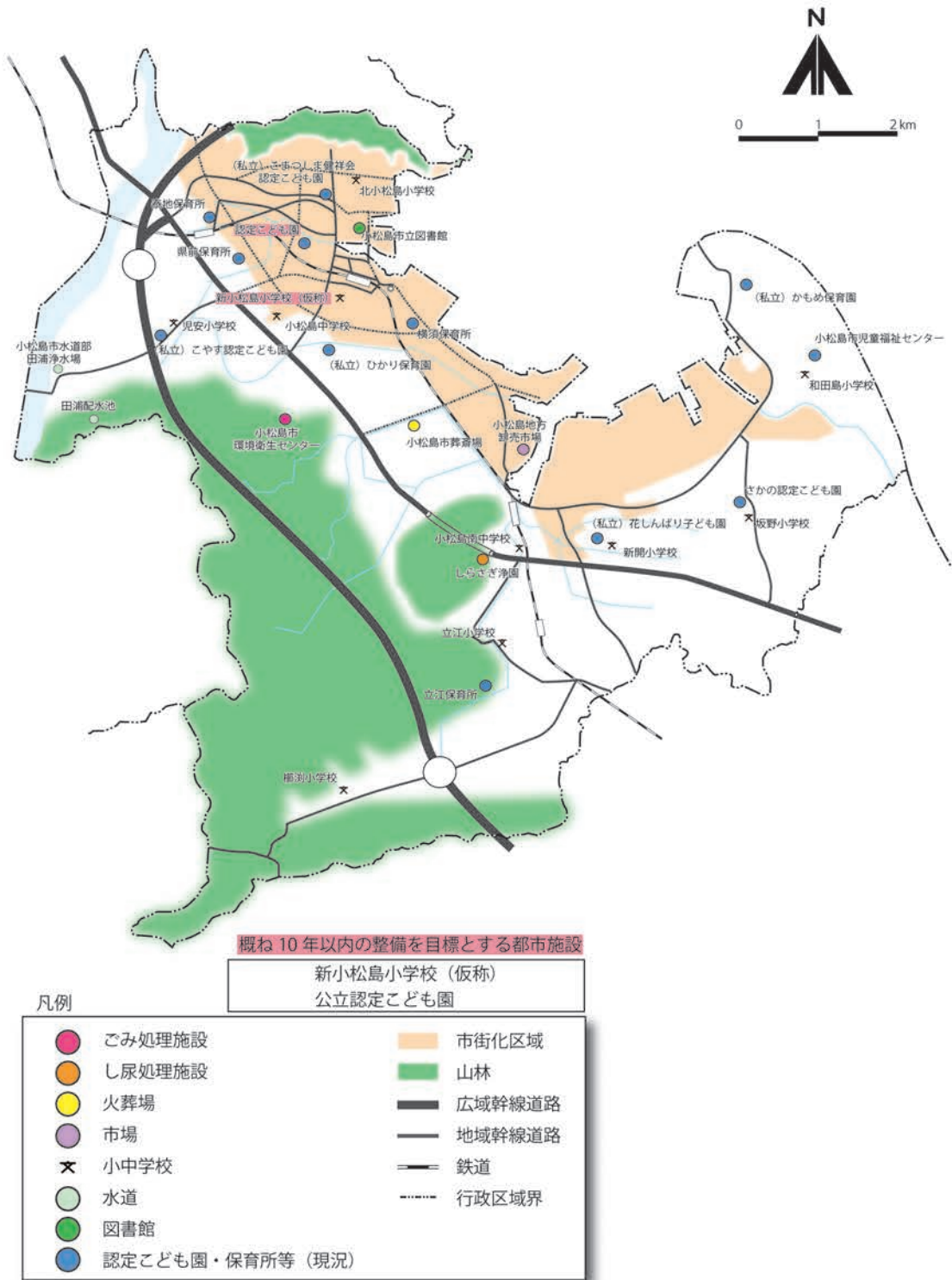
認定こども園・幼稚園・保育所

- 認定こども園・幼稚園・保育所は、就学前の児童数に応じた施設の再編整備を図るとともに、子育てサービスのさらなる充実と質の向上を図ります。

環境衛生センター



その他都市施設整備方針図(令和12年度頃)



※認定こども園・保育所については、再編時期が未定であることから、現況施設と新たに整備する施設を図に示しております。

5) 都市交通の方針



① 都市交通の基本的な考え方

- ◆ 小松島市に住む人や訪れる人が安心して安全に利用できる移動手段として公共交通を認識し、地域特性を考慮した交通手段や路線を確保するとともに、将来に渡って持続可能な交通体系としての公共交通を目指します。
- ◆ 多様な交通機関の移動ネットワークを連携し、市民の移動ニーズに応じた使いやすわかりやすい公共交通サービスを提供することで、通勤・通学の利便性の向上や高齢者の外出支援を実現し、公共交通を利用した快適な移動ができるまちづくりを目指します。
- ◆ 都市機能がコンパクトに集約された中で、連携の手段として活用できる公共交通を目指し、JR南小松島駅等の交通結節点を拠点とする交通ネットワークを構築します。
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めることで、自家用車に頼りすぎなくても、健康で歩いて暮らせるまちづくりの実現を図ります。
- ◆ 住民を含めた多様な関係者と連携・協力し、便利で快適な公共交通を構築することで、持続的に利用される公共交通を形成します。

② 公共交通の整備方針

市民の移動ニーズ に対応した交通 モードの再構築

- バス交通の利用実態を踏まえたうえで、路線の再編や、公共交通空白地帯に配慮した新たな交通モード(デマンド交通等)の導入を検討します。
- バス事業者や関係部署と連携し、学校再編に伴う児童の通学手段の確保を図ります。
- タクシーの需要が高くなる早朝・深夜の時間帯や、駅や主要施設における待合タクシーを確保するため、タクシーの空白時間帯の解消を図ります。

利用案内の充実

- スマートバス停の導入を検討する等、バス停の表示の改善を行うとともに、わかりやすい時刻表・バスマップの発行等により利用案内の強化を図ります。

誰もが 利用しやすい 設備の充実

- ノンステップバスの導入やバス停周辺の段差解消、ロータリー及び道路施設整備等のバリアフリー化を推進します。
- 安全性に懸念があるバス停を改善し、バスを安心して安全に利用できる環境整備を図ります。

交通結節点の 充実とつなぐ 仕組みの構築

- ICTの活用等による情報提供の充実や、効率的なバスと鉄道のネットワークを形成し、乗り継ぎにおける利便性の向上を図ります。

多様な交通手段の 連携

- 高速バスの一般道走行区間での途中乗降を可能にする等、徳島南部自動車道の整備を見据えた新たな公共交通網の形成を図ります。

住民による自発的 な利用促進

- 公共交通を維持していくため、公共交通の利用促進運動を小松島市が主体的に展開します。

③歩行者・自転車環境の整備方針

近年、健康づくりはもとより、地域振興や環境負荷の低減を図る手段として、自転車の活用が注目されており、より一層安全で快適な自転車の利用環境整備が求められています。

こうしたなか、徳島県においては、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年12月に「徳島県自転車活用推進計画」を策定し、「徳島自転車Ｔラインルート」として、本市の国鉄小松島線の廃線跡や和田島大手海岸沿いを通るルート、「徳島自転車Ｔラインおすすめコース」として、阿南徳島自転車道と史跡を巡るルートを設定されるなど、自転車を活用した地方創生への取組が積極的に展開されています。

加えて、令和9年には、徳島と兵庫淡路島間との自転車通行環境が供用されることから、「自転車を活用したまちづくり」への関心が一層高まることを見据え、本市の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めた計画を策定し、自転車を活用した地域振興や自転車の安全利用に係る環境整備の促進を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

こうしたことから、本市では、「自転車活用推進計画」の策定に向けた取組を進め、自転車を取り巻く現状や課題、それらを解決するために実施すべき施策を明確化し、官公民が一体となって、サイクルツーリズムを推進することで、魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、歩行者や自転車の安全性と快適性の向上を図ります。

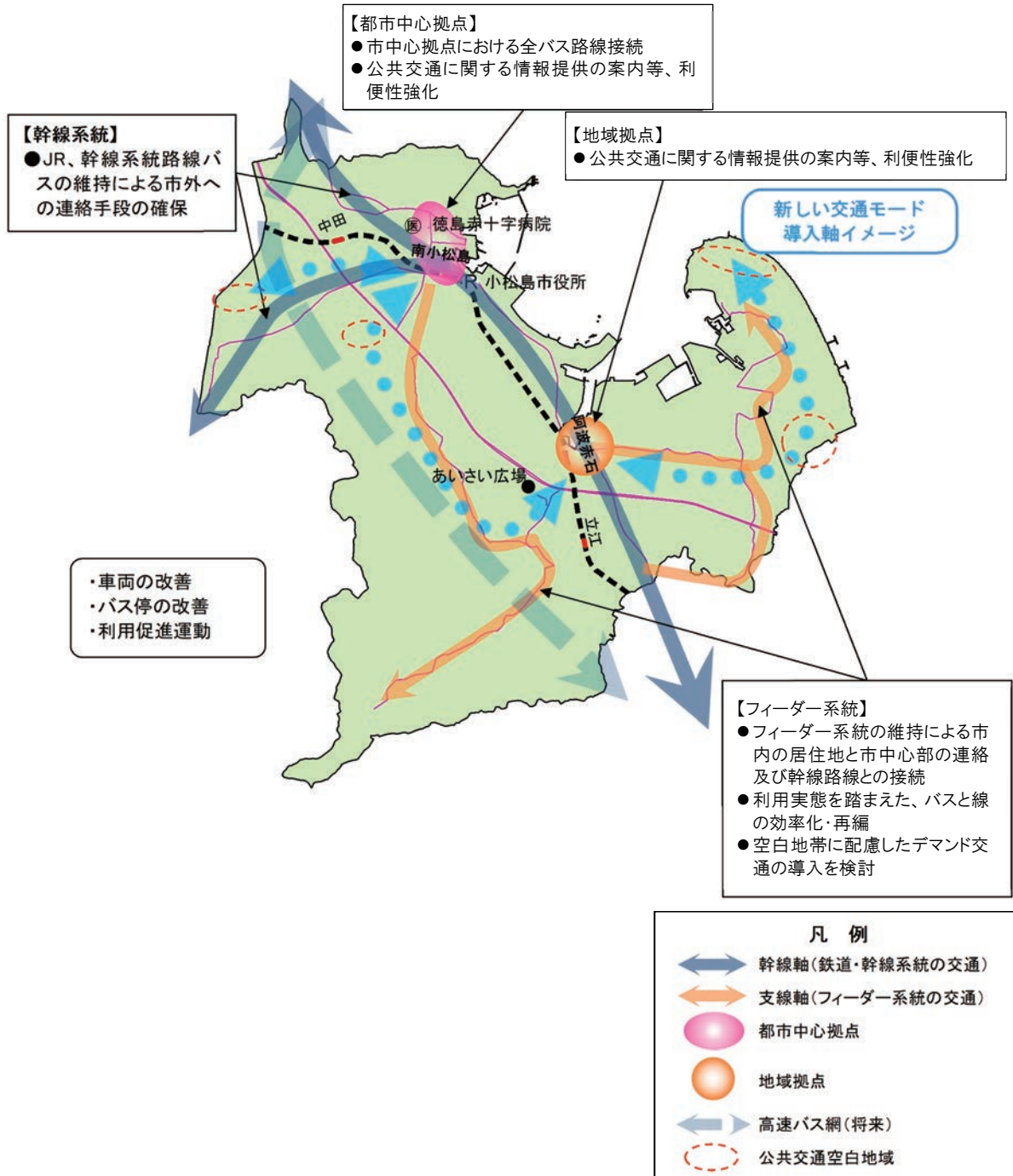
バス停（日赤病院前）



自転車歩行者専用道路



公共交通方針図(地域公共交通計画:将来像図)



6) 都市防災の方針



①都市防災の基本的な考え方

- ◆ 道路や公園等の都市施設は、災害時の避難路や避難場所として機能する等、防災の観点からも重要な役割を担っています。
- ◆ 本市では、南海トラフの巨大地震により、最大で震度7クラスの激しい揺れや津波による広範囲の浸水が予想されていますが、地震・津波以外にも台風や局地的な集中豪雨による浸水被害や河川の氾濫、土砂災害、住宅密集地における火災等様々な災害に備えなければなりません。
- ◆ 本市は、このような自然災害から市民の生命と財産を守るため、小松島市地域防災計画と都市計画マスタープランの連携により、ハード対策として、防災機能を高める道路や公園等の都市施設整備・耐震化、災害に強い土地利用の推進等、災害に強い都市構造の構築などに取り組みます。
- ◆ また、ソフト対策として、防災意識啓発や避難訓練の実施、情報伝達手段の整備、万一被災した場合の早期復旧・復興に欠かせない事業継続計画（BCP）の見直しによる計画の改善に取り組むなど、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた防災・減災対策を進め、安全・安心な都市空間の形成を図ります。

②地震・津波等の大規模対策

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波等の大規模災害については、被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、市民の命を守ることを最優先として、避難場所や避難路の整備による避難空間の確保等、「逃げること」を軸としたハード対策を進めます。

また、市民の生命や財産を守っていくために、災害の危険性が高い地域への市街地拡散を抑制し、災害に強い土地利用を推進するとともに、速やかな復旧・復興に向けた事前の防災・減災対策を推進します。

耐震化 の推進

- 災害時に避難場所や復旧・復興活動拠点となる公共施設は、緊急性の高いものから引き続き耐震化を推進するとともに、適切な維持管理を推進します。また、未整備施設については、施設の複合化・集約化も含めて検討を行います。
- 民間の住宅や特定建築物（病院・マンション等）については、耐震診断や耐震改修の補助事業を継続し、耐震化を推進します。
- 上水道や下水道施設等のライフライン施設は、新水道事業ビジョン及び水道事業経営計画を踏まえ、水道施設の耐震化及び計画的更新を進めます。

避難場所 の整備

- 指定されている津波、洪水、土砂災害等の避難場所について、定期的に見直しを行うとともに、引き続き公的施設、民間施設ともに施設管理者と連携しながら災害対策基本法に基づく指定を促進します。
- 災害時の避難場所や復旧・復興活動拠点となる公園・緑地の整備を進め、耐震性飲料用貯水槽や防災機能を高める設備の充実を図ります。
- 特定避難困難者の解消のため、津波避難場所の避難可能人数の増加や既存施設を新たな津波避難場所に指定することを検討します。いずれも難しい場合は、新たに津波避難場所の増設を検討します。
- 国及び県と連携し、徳島南部自動車道の道路管理用施設等を活用した、津波等の災害避難場所の確保と整備について検討します。

避難路・ 緊急輸送路 の整備

- 人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送路となる徳島南部自動車道や国道55号をはじめ、避難場所や防災活動拠点を結ぶ主要な幹線道路について、迅速な整備と機能向上、橋梁等の老朽化対策を進め、緊急輸送路として機能する道路ネットワークを整備するとともに、避難路としての機能確保を図ります。
- 徳島小松島港は、耐震強化岸壁や緑地等が整備されているほか、自衛隊艦船等の大型船舶が係留可能な水深を有していることを生かし、災害時には海上または空からの人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送路として機能するよう、国や県等の関係機関と連携し、さらなる港湾施設の整備や利用を推進します。
- 避難所に支援物資や資機材を運搬できるよう、高速道路を活用した緊急車両退出路及び緊急進入路の整備を検討します。また、避難者を適切に避難場所へ誘導するための避難誘導看板等の整備を促進します。

災害に強い 土地利用 の推進

- 公共施設の新設や建て替えの際には、津波や洪水、土砂災害等に対して、より安全度の高い場所への配置や地盤の嵩上げ、土地の高度利用も含めて検討を行います。
- 津波・洪水等による浸水や土砂災害等の大規模災害による被害が予想される地域への市街地拡散・住宅等の立地を抑制するとともに、特に危険性が高い地域については住宅等の移転を促進する等、より安全度の高い場所への住宅等の誘導を推進します。
- 市街化調整区域においても、必要に応じて地区計画等を活用し、津波避難機能を備えた施設を配置する等、安全で安心できる土地利用を検討します。

防災拠点の 整備

- 防災拠点については、備蓄倉庫、資機材や備蓄食料の充実を図り、大規模災害発生時における応急対策活動の拠点施設としての機能強化を図ります。

災害からの 早期復旧・ 復興体制 の整備

- 災害からの早期復旧・復興に取り掛かるための体制整備を図るため、被災予測を踏まえ、想定される土地利用計画や事業手法等を検討し、復旧・復興計画の策定に向けた事前の準備を推進します。
- 自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、和田島緑地（あいさい緑地）や新たに整備を進めている都市公園（日峯大神子広域公園（脇谷地区））等の防災拠点機能の強化を図ります。
- 災害発生時の応援要員や支援物資等の円滑な受入れに向けて、小松島市受援計画（仮称）の策定や受入体制の確立、マニュアル整備等を推進します。
- 大規模な災害が発生した際に円滑に応急仮設住宅を建設できるよう、県と連携して仮設住宅の候補予定地について調査を行い、予定地の確保を推進します。
- 津波浸水エリア外の駐車場や田畑等の比較的広大な土地について、応急仮設住宅の候補予定地としての土地の確保をさらに推進します。
- 災害時における支援活動に関する応援協定を締結している地元建設業者等について、災害発生時に活用可能な資機材や人材について把握に努めるとともに、引き続き定期的な情報交換等、連携強化を図ります。
- 市内調査未完了地域の地籍調査を継続的に推進することにより、土地の境界や正確な面積等の基本情報を把握し、災害復旧や復興まちづくりの迅速化・円滑化を図ります。

日峯大神子広域公園（脇谷地区）



和田島緑地



③その他の災害対策

最大クラスの地震・津波等に比べて発生頻度の高い災害については、市民の生命と財産を守るための都市基盤整備を推進します。

浸水・高潮 対策

- 雨水ポンプ場や排水機場の整備と適切な管理により、台風や局地的な集中豪雨による浸水被害の防止・軽減を図ります。
- 二級河川や準用河川は、治水・利水・環境の観点から、堤防整備や河床整正※等、河川整備計画に基づく河川改修を推進し、洪水や高潮等による災害の防止・軽減を図ります。
- 防潮堤等の海岸保全施設は、高潮による浸水対策はもとより、津波発生時においても施設の効果が発揮できるよう整備を図ります。

土砂災害 対策

- 土石流や急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生する恐れのある区域は、砂防施設の整備を図ります。

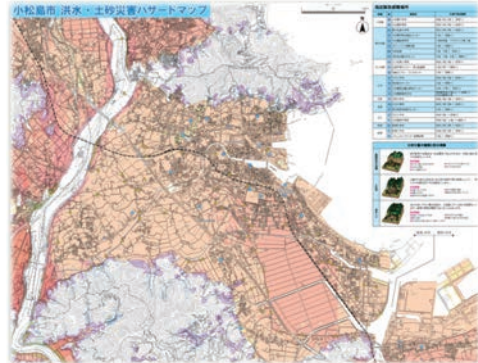
火災対策

- 道路の幅員が狭い住宅密集地区においては、道路拡幅等により、火災による延焼拡大の防止や緊急車両の進入路の確保を図ります。

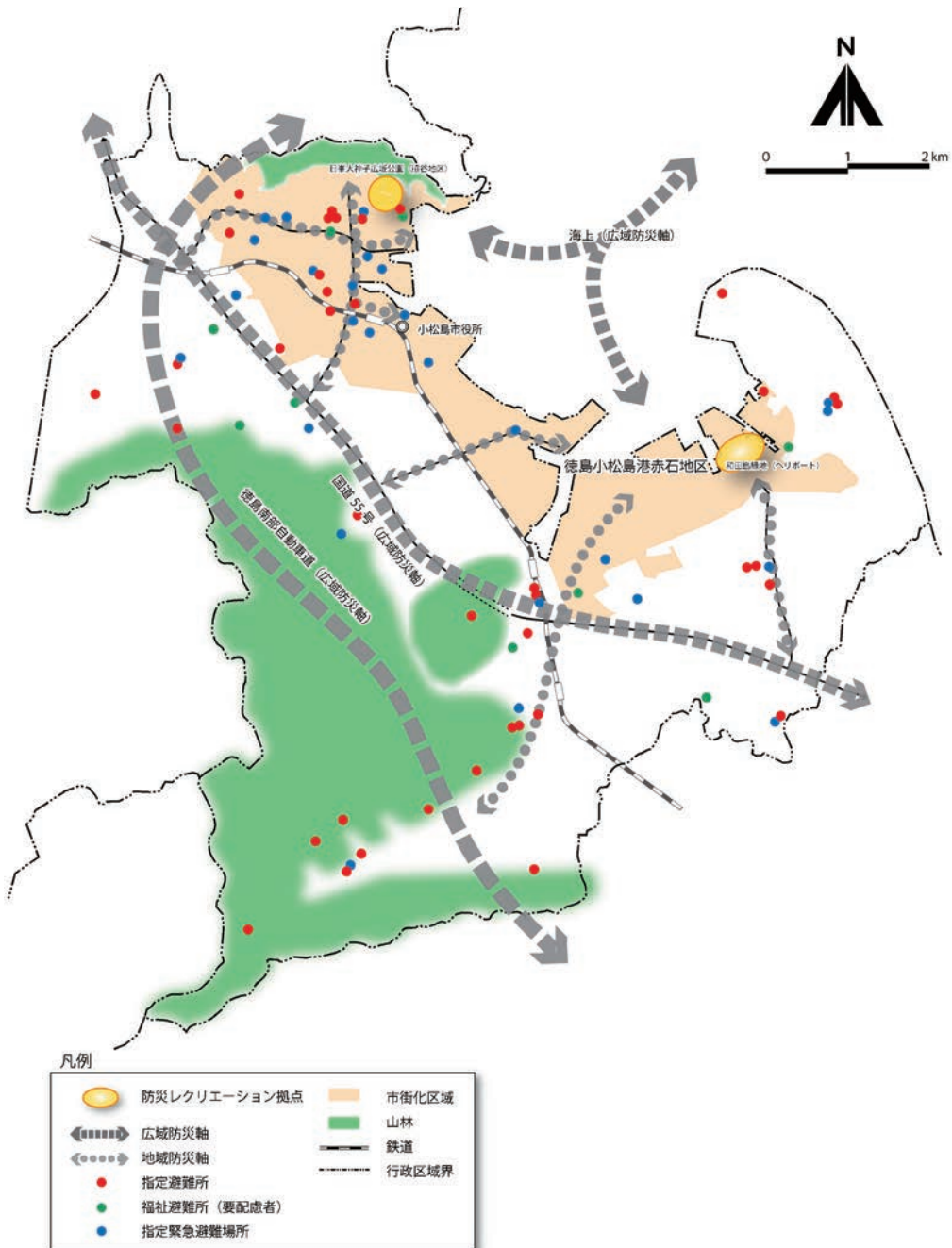
和田島ポンプ場



洪水・土砂災害ハザードマップ(勝浦川水系)



都市防災方針図(令和12年度頃)



7) 景観の方針



①景観の基本的な考え方

- ◆ 都市や農山漁村等における良好な景観は、現在及び将来における市民共通の財産であり、うるおいのある豊かな生活環境の形成や個性的で魅力ある都市空間の形成、さらには観光の活性化や地域間の交流促進を図るなど、大きな役割を担っています。
- ◆ 本市には、清流や緑豊かな山林、美しく穏やかな海浜などの自然景観のほか、地域の歴史・文化を感じさせる街並みや社寺など多様な景観資源が受け継がれています。このような恵まれた景観資源を次の世代へ引き継ぐため、土地利用や都市施設の整備との調和を図り、水と緑の自然景観、街並みや歴史的景観を保全するとともに、住む人が満足し、訪れた人が魅力を感じられるよう、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進します。

②景観の整備方針

風致地区の 指定

- 風致地区の指定により、趣のある自然の風景を維持し、周辺の住環境と調和した土地利用を確保するとともに、周辺環境の変化等に応じ、指定地区の見直しを図ります。

水と緑の 自然景観

- 風致地区の緑豊かな自然環境や魅力ある景観の保全を図ります。
- 市民生活にうるおいをもたらす緑地資源として、緑広がる田園風景の保全を図ります。
- 河川や水路等の水質保全・改善を図り、良好な水辺空間の形成や、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを推進するとともに、「小松島市地球温暖化対策実行計画」に基づく目標の達成に向けた環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

街並み景観

- 歴史的建造物や史跡等の資源は、周辺環境に配慮しながら保全・活用を図ります。
- 港の景観を生かし、港湾整備と一体的な個性ある景観づくりを図ります。
- 街路灯整備、建築物や屋外広告物の規制・誘導等、周辺景観と調和した街並みづくりを図ります。
- 道路や公園等の公共空間については、小松島市土木施設アドプト事業を活用するなど、美化・緑化等の地域活動を継続的に支援し、市民や事業者等との協働による良好な景観形成を図ります。

金磯弁財天



